

## 豊川市公共工事前金払取扱事務要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、豊川市予算決算会計規則（昭和53年豊川市規則第48号）第67条第2号に規定する公共工事に要する経費の前金払の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。）第2条第1項に規定する公共工事のうち次に掲げるものとし、請負者から請求のあったものとする。

- (1) 請負代金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）
- (2) 請負代金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査、土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量（以下「設計等」という。）

2 前払金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費以外の支払いに充当してはならない。

- (1) 建設工事 当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費
- (2) 設計等 当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

### (前払金の額)

第3条 前払金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 建設工事 請負代金額の10分の4以内
- (2) 設計等 請負代金額の10分の3以内

### (複数年度にわたる契約における前金払)

第4条 債務負担行為又は継続費に基づく各年度の前払金の額は、各年度の出来高予定額に対して前条の割合を適用するものとする。

2 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払については、当該契約を締結する年度において実施することとなった前金払の範囲及び割合の限度内で、契約締結の当初に請負代金額の総額に対する前金払をして差し支えない。

### (中間前金払)

第5条 建設工事のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものについては、請負代金額の10分の2を超えない範囲で、当初の前金払に追加して中間前金払をすること

ができる。ただし、前払金と中間前払金の合計額は、10分の6を超えない範囲に限るものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(複数年度にわたる契約における中間前金払)

第6条 債務負担行為又は継続費に基づく各年度の中間前払金の額は、各年度の出来高予定額に対して第5条の割合を適用するものとする。この場合における前条の適用については、前条中「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「当該建設工事」とあるのは「当該会計年度の建設工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替える。

2 繰越明許費に係る中間前金払は、請負代金額の総額に対して行うものとする。

(前払金等の端数処理)

第7条 前払金及び中間前払金の請求金額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払有無の表示)

第8条 前金払の対象となる公共工事については、入札公告・指名競争入札通知書等において、その旨を明記するものとする。

(前金払の支払に必要な書類)

第9条 前金払の支払に必要な書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前払金支払依頼書兼請求書（前金払） 1部（様式第1号）
- (2) 前払金保証証書 正本1部
- (3) 前払金保証約款 1部

(中間前金払の認定に必要な書類)

第10条 中間前金払を受けようとする者は、中間前払金の支払の請求に先立ち第5条各号の要件を備えていることの認定を請求しなければならない。認定の請求に必要な書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 中間前払金認定請求書 1部（様式第2号）
- (2) 出来高調書 1部（様式第3号）
- (3) 工程表 1部

2 市長は、前項の請求があったときは直ちに審査を行い、当該審査の結果を中間前払金認定調書（様式第4号）により認定を請求した者に通知する。

(中間前金払の支払に必要な書類)

第11条 中間前払金の支払に伴い必要な書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前払金支払依頼書兼請求書(中間前金払) 1部(様式第5号)
- (2) 中間前払金保証証書 正本1部

(支払の時期)

第12条 支払時期は、請求書を受領した日から14日以内に支払う。

(契約の解除)

第13条 市長は、豊川市契約規則(昭和45年豊川市規則第15号)又は公共工事に係る契約約款の規定に基づき契約を解除した場合は、請負契約解除通知書(様式第6号)により保証事業会社に通知する。

(支払の手続き)

第14条 前金払の事務手続は、次のとおり処理するものとする。

- (1) 部分払、精算払関係と同様、主管課で処理する。
- (2) 前金払をしようとする場合は、支出負担行為決議書にその旨を記載すること(摘要欄に「請求があった場合は前金払をしてよろしいか」)。
- (3) 前金払をしたときは、前金払整理簿を備え前金払にかかる出納を明らかにしておくこと。
- (4) 請求書の処理は、請求書の表題文字の左側に前金払の表示をすること。
- (5) 前払金の支払を受けた者が債務を履行したときは、これを確認すること。

(中間前金払と部分払)

第15条 請負者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、繰越明許費、債務負担行為又は継続費に係る特例として、各年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた建設工事についても行うことができる。

(請負代金額の変更に伴う前払金の増減)

第16条 前金払を受けた者は、当該前金払を受けた公共工事の請負代金額が著しく増額された場合は、増額後の請負代金額に対し第3条に規定する割合により算出した前払金の額(中間前金払を受けた場合にあつては、増額後の請負代金額に対して第3条の割合により算出した前払金の額及び増額後の請負代金額に対し第5条に規定する割合により算出した中間前払金の額の合計額)から受領済みの前払金を差し引いた額の範囲内で追加の前払金の支払を請求することができる。この場合において、追加の前金払を受けようとする者は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

2 市長は、前金払を行った公共工事の請負代金額を減額した場合で、支払済みの前払金

の額が建設工事にあつては減額後の請負代金額の10分の5（前払金及び中間前払金の支払を行っているときは10分の6）、設計等にあつては減額後の請負代金額の10分の4を超えている場合にあつては、その超過額を返還させることができる。

（前払金の返還）

第17条 前金払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金を返還しなければならない。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定により登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 本市との間の契約が解除されたとき。

附 則

本要領は平成27年4月1日以降の契約締結のあった案件より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に契約する工事について適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に契約締結のあった工事について適用し、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に契約締結のあった工事について適用し、平成29年4月13日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日以降の契約締結のあった案件より施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市公共工事前金払取扱事務要領の規定に基づいて作成されている前払金支払依頼書兼請求書（前金払）その他の用紙は、改正後の豊川市公共工事前金払取扱事務要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に契約締結する公共工事について適用する。

様式第1号

前払金支払依頼書兼請求書（前金払）

年 月 日

豊川市長 殿

請負者住所  
氏 名  
(名称・代表者)

下記のとおり請負代金を前払いしてください。

記

- 1 工事・業務委託名
- 2 工事・業務委託場所
- 3 契約締結年月日 年 月 日
- 4 請 負 代 金 額
- 5 前 払 金 額
- 6 支 払 方 法 (振込み・振込口座情報)

口座 振替	銀行 信用金庫			本・支店
	預金種別	別口普通預金	口座番号	
	口座名義人 (カタカナ)			

※

- (1) 契約者と受領者（本店とする場合等）が異なるときは、前払金受領に関する件の委任状を提出する。
- (2) 「振込口座情報」はカタカナで口座の正式名称を記入する。

様式第2号

中間前払金認定請求書

年 月 日

豊川市長 殿

請負者住所  
氏 名  
(名称・代表者)

下記工事について、中間前払金の支払いを請求したいので、認定してください。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約締結年月日 年 月 日

4 請 負 代 金 額

5 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

6 進 捗 状 況 請負代金額の パーセント ( 年 月 日現在)  
(工期が複数年の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。)

全工程の パーセント  
(工期が複数年の場合は、各年度における作業工程に対する割合を記載すること。)

※ 別添として、出来高調書（様式第3号）及び工程表を提出してください。

出 来 高 調 書

請負代金額	円（税抜き）				
工 種	構成比%	予定工程%	実施工程%	出来高金額	備 考
小 計					
消費税及び地方消費税					
合計金額					契約金額に対する割合 %
(記事欄)					

- (注) 1 工種、予定工程、実施工程は、毎月の履行報告時の実施工程表から転記する。  
 2 構成比は、実施工程表の構成比とする。  
 3 出来高金額は、請負代金額（税抜き）×構成比×実施工程とする。

第 号  
年 月 日

様

豊川市長

印

中間前払金認定調書

年 月 日付けで認定の請求があった下記工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を備えていることを認定しました（備えていませんでした）。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約締結年月日 年 月 日

4 請 負 代 金 額

5 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

6 担 当  
電 話

様式第5号

前払金支払依頼書兼請求書（中間前金払）

年 月 日

豊川市長 殿

請負者住所  
氏 名  
(名称・代表者)

下記のとおり請負代金を前払いしてください。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約締結年月日 年 月 日

4 請 負 代 金 額

5 中 間 前 払 金 額

6 支 払 方 法 (振込み・振込口座情報)

口座 振替	銀行 信用金庫				本・支店
	預金種別	別口普通預金	口座番号		
	口座名義人（カタカナ）				

※

- (1) 契約者と受領者（本店とする場合等）が異なるときは、前払金受領に関する件の委任状を提出する。
- (2) 「振込口座情報」はカタカナで口座の正式名称を記入する。

様式第 6 号（保証会社所定様式）

豊 第 号  
年 月 日

請 負 契 約 解 除 通 知 書

東日本建設業保証株式会社

殿

豊川市長

⑨

請求金額 金 円也

別添の前払金保証証書記載の公共工事の請負契約解除にともない保証金をお支払い下されたく、前払金保証約款第 1 1 条の規定により保証金請求金額計算書及び請負契約解除時の工事出来高調書を添付のうえ請求いたします。

様式第 6 号の続き（保証会社所定様式）

### 保証金請求金額計算書

請求金額 金 円也

項 目		金 額	摘 要
既 払 額	前 払 金 額	円	
	出 来 形 払 額		
	計		
請負契約解除時の既済 部分の請負代金相当額			%
※			
差 引 請 求 額			

(注) 前払金の預託残金の返還、その他任意弁済のあった場合に限り※印を設けて記入すること。

様式第6号の続き（参考）

## 出 来 高 確 認 書

1 出来高確認年月日

年 月 日

2 年 月 日現在出来高

金 円 %

3 確認検査員

部 課

職名 ⑩

4 立会人

部 課 職名 ⑩

(契約担当) 課 職名 ⑩

5 請負人

会社名

代表者名 ⑩

6 保証会社

東日本建設業保証株式会社

営業所立会人 ⑩